

## 特別警報発令時の対応について（令和4年1月1日から施行）

- 各会員様にて気象情報、避難情報をご確認いただくこととなります。
- **スクール開始の2時間前に特別警報が発令されている場合は休講となります。**（通常の注意報、警報が発令された場合は、スクールを実施します。スクールに参加するかどうかは、ご自身で判断をお願いします。）
- スクール開始2時間前までに特別警報が解除された場合はスクールを実施します。
- スクール中に特別警報が発令された場合は、休講とします。
- 屋外で行うスクールは雷注意報等で中断することがあります。
- 特別警報等の発令でスクールが休講となった場合のみ、会費（月会費）を減額又は還付します。教室の講師が出務できないときも同じ扱いとなります。注意報、警報発令時は会費（月会費）の減額又は還付の対象外となります。
- 特別警報等の発令でスクールが休講となった場合は、スクールの振替は原則、行いません。
- ※注 「特別警報等」とは、特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）または避難指示を指します。

### 特別警報及び避難指示について

#### 1 警報発令の確認方法

各会員様において気象庁が発表する警報を確認するものとします。

#### 2 スクールが休講となる特別警報の種類及び対象地域

##### (1) 特別警報の種類

大雨、暴風、大雪、暴風雪（波浪、高潮は対象外）

##### (2) 対象地域

兵庫県播磨南西部（姫路市）

#### 3 次の小学校区で避難指示が発令されたとき、小学校区の所在地がある施設のスクールを休講とします。

(1) 総合スポーツ会館（中地） 荒川小学校校区

(2) 中央体育館（西延末） 手柄小学校校区

(3) 花北体育館（増位新町二丁目） 増位小学校校区

姫路市地域防災計画では上記の3施設は姫路市の避難所として指定されています。緊急時には、避難所開設によりご利用できない場合があります。ご理解・ご協力をお願いします。

## (例) 特別警報による10時から始まるスクールの場合

- ・ 8時以前に解除された場合……………実施（開始2時間前の解除）
- ・ 8時の時点で発令されている場合……………休み（開始2時間前時点の発令）
- ・ 9時に解除された場合……………休み（開始2時間前以降の発令）
- ・ 9時の時点で発令された場合……………休み（開始2時間前以降の発令）
- ・ 10時30分の時点で発令された場合……………休み（教室中の発令）

### Q&A

- ・ 7時に特別警報が発令されていた場合は休みとなりますか？  
8時の時点でご確認いただき、特別警報が発令されている場合は休みとなります。  
8時以降に特別警報が発令された場合も休みとなります。
- ・ 9時に特別警報が発令されていた場合は休みとなりますか？  
休みとなります。
- ・ 注意報、警報ではスクールはありますか？  
実施します。休みとなるのは特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が対象です。